

【事案Ⅱ-6】重度障害共済請求

- ・ 平成 22 年 11 月 15 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 11 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の夫である契約者が重度身体障害の状態となり、6か月以上介護をしたとして、約款に定める重度障害共済金と介護支援共済金の支払いを求める申立てがあったもの。

<申立人の主張>

次の点から通重度障害共済金と介護支援共済金の支払いを求める。

- (1) 申立人は、平成 19 年 12 月に発生した共済契約者の重度身体障害によって、被申立人に重度障害共済金を請求した。しかし、被申立人の回答は、医療照会したものの障害の規定に該当しないとの判断であり、共済金の支払いはなかった。
- (2) 申立人は、医師から説明されていた事実を踏まえて、被申立人に異議申立をした。しかし、被申立人の回答は、再度、障害の規定に該当しないとの判断であった。その決定的理由に、A 大学病院後遺障害診断書の症状の症状固定時期（回復の見込みがなくなった時期）欄に「症状未固定の場合（ア．治療中）」が選択（丸印）されております、があった。
- (3) 上記の理由により、申立人が、共済契約者の担当病院に再確認を依頼したところ、症状回復の可能性は非常に低く症状固定と診断したことが確認された。
- (4) 共済契約者の症状固定の時期は平成 19 年 12 月中旬である。共済契約者は、その後、常に介護を要する状態で 6 ヶ月以上生存していたが、被申立人による重度障害共済金が支払われなかったため、申立人は、被申立人に介護支援共済金を請求することができず、その支払いもなかった。

<共済団体の主張>

本件申し立てを棄却する、との判断を求める。

身体障害とは、「病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいう。」と規定している。診断書の内容と新たな証明書に関して担当医へ医療照会をして確認したところ、申立人の夫の病態は、肺癌および転移性脳腫瘍とも症状は進行している状態であり、治療行為に関わらず回復することのない死亡に至る直前の身体の機能不全の状態であったと判断する。したがって、「身体障害」には該当せず、重度障害共済金および介護支援共済金の支払いは認められない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議し、次の理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 被共済者が平成 19 年 12 月中旬に症状固定の状態にあったとの主張については、平成 19 年 11 月に被共済者が受診した時は既に肺癌・多発脳移転と診断され、症状回復の可能性は非常に低い状態であったことから担当医は証明書を出したと思われるが、平成 20 年 11 月の同病院の診断書では「症状未固定・治療中」とあり、この証明書だけで重度障害を認めることはできない。
- (2) 本件適用の事業規約では、重度障害とは「『身体障害等級別支払割合表』の第 1 級・第 2 級・第 3 級 2・3・4 のいずれかの身体障害の状態」と規定し、身体障害とは「病気または傷害が治癒した時に残存する生物学的器質的変化を原因として (略)」と規定している。被共済者は診断書日付から間もない 12 月に死亡しており、症状が固定した状態にあったとは断定できない。
- (3) 脳への放射線療法が原因で障害が発生したとの主張については、担当医から「入院前から見識障害があり、四肢運動・構音・意識障害に関して放射線治療前から悪化を認めていた」「四肢運動・構音・意識障害は脳腫瘍の進展によるものと推測され、放射能治療が原因とは考えにくい」との回答があり、申立人の主張は否定されている。